

水土里ネット広報



水土里ネット東和
大雪の水と緑をはくくむ

とうわ



主 な 内 容

- | | |
|-------------------------|----|
| ・第66回通常総代会開催 | 1 |
| ・平成29年度事業計画概要及び予算 | 3 |
| ・土地改良法の一部改正案について | 7 |
| ・今年の通水に関して | 8 |
| ・各施設物管理人・監視人について | 9 |
| ・改良区からのお知らせ・お願い | 11 |

春 2017(平成29年)
NO.122

第66回通常総代会開催

東川、東旭川、東神楽地域毎の総代協議会を経て、去る3月17日 平成28年度 第66回通常総代会が、中條 勝彦 総代（東川地区）議長のもとに開催され、議事録記名人に（有）旭正ファーム 只石 勝則 総代（東旭川地区）、石井 実 総代（東神楽地区）が選任され、全議案が原案どおり可決及び承認となりました。

開会の挨拶

理事長 外山 弘美

本日は、融雪剤散布、ハウスの管理等何かと忙しい中、第66回通常総代会にご出席を頂きまして、心より感謝とお礼を申し上げます。また、日頃より土地改良区の事業運営にあたりまして特段のご支援、ご理解、ご協力を頂いております事に厚くお礼申し上げます。

去年は、融雪が早く春作業は順調に進みましたが、6月に入ってから曇天で気温が低い日が多く農作物の遅れが見られ出来秋を心配しましたが、7月に入り天候が回復し生育の遅れを取り戻し、水稻においては作況指数102となりました。しかしながら、8月に入り台風の上陸と前線や暖かい湿った空気の影響も受けて、20日から22日にかけての大雨で、堤防、頭首工の決壊、越流、土砂の流入などにより、農作物、圃場、用水路などに大きな被害が発生しました。被害に遭われた方々には心よりお見舞いを申し上げます。また取水口への流木漂着、水路破損、土砂溜まり、河川の濁りがなかなか収まらなく、取水を停止し、組合員の皆様にはご不便とご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

国営緊急農地再編整備事業については、今年大雪東川第一地区で10ha程が整備施工されます。旭東東神楽地区は本年度事業着手の予定です。大雪東川第二地区については、平成30年事業着手に向けての要請活動を期成会、関係団体と行っていくこととなります。道営事業については、忠別北地区は平成32年工事完了を目指して事業継続、兵村北地区は調査設計を行い平成30年より整備施工、忠別南地区は計画樹立となっています。旭正北、旭正南地区は上川総合振興局の予算配分から、事業実施が遅れ地区の分割となりましたが、一日でも早い実施に向けて要請してまいります。事業の関係では3月14日に土地改良法改正についての説明会が札幌であり、内容は土地改良事業の申請が15名必要でしたが1名同意者をもって事業申請ができ、中間管理機構については、借り手がないおそれの農地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備をできる制度を創設すると言っています。このことは、農業者の高齢化、担い手不足が予想以上で、農地を維持しなければ地域、しいては国の骨幹が危ういと農水省では危機感をもっているようです。

今後の土地改良区の運営ですが、組合員の高齢化に伴い、農地集積が進み10年後を見れば一人あたり30haの面積を耕作しなくてはならないことが予想され、土地改良施設管理では、パイプラインが破損した場合の対応、開水路の補修など個人対応では手が回らず、今後は圃場の取水口まで改良区で管理することが必要ではないかと考えております。一方、事業展開出来ない白地地区、農振開水路地区もあり、この水路改修も考えなくてはなりません。このことを踏まえ改修費の積立を今からすることが必要と考え、今年度より5年以内の事業展開できる地区では、小破修繕工事は実施しないことにより、縮減される費用の中から財源を確保し積立金を創設しています。

賦課金につきましては、地区統合において頭首工、用水路などの線事業は全地区経常賦課金でプール負担すること、地区間の維持管理平準化7年間は賦課金を4,600円から4,700円の計画のもと今年4年目になりますが、去年の状況では、小破修繕工事が施設の老朽化により予定以上の要望が上がり、事業費が大きく膨らみ、併せて工事単価のアップもかさなり維持管理費が大幅な増加となりました。また、積立金は毎年取り崩しており、急場しのぎの対応となっています。今年度は事業展開を予定できる地区では小破修繕を抑制し支出を極力抑えましたが、国営事業の推進センターへの人員派遣増員、振興局からは東旭川地区の道営事業の施工管理、積算業務を改良区に求められ、これらに対応するため職員新規採用2名、嘱託員2名、パート1名合わせて5名採用計画しており、人件費が増加しています。いずれも、組合員の付託に応えたる



ためでございます。現在の不安定な気象条件で老朽化した施設の多い当区では、昨年同様の災害が発生しますと財源がどうしても必要なことから、必要額を一定額積み立てる必要があると考えております。これらを踏まえ、積立金取り崩し依存から脱却する必要あり、今年の賦課金を値上げせざるを得ない状況であることに、ご理解をお願いいたします。なお、今回の賦課金の値上げについては、役員自ら身を切る姿勢が必要ではないかとのご意見もあり、報酬については、改良区は賦課団体の性格であるゆえ、以前から2町1市の農協組合長、学識経験者7名から組織されている報酬審議会にて協議されたもので、据え置きの提案となっておりますが、年10～12回ある理事会の費用弁償を辞退し、来年1月31日任期満了における退任功労金を20%自主返納する事とし、役員としての誠意とさせていただきます。

本日の通常総代会は承認事項3件、議案15件、報告1件となっております。宜しくご審議のほどをお願い申しあげまして挨拶といたします。

議決及び承認事項

◇承認事項

- ・平成28年度積立金処分額変更について
- ・東和土地改良区積立金規程の一部変更について
- ・東和土地改良区地区除外等処理規程の一部変更について

◇議案事項

- ・東和土地改良区定款の一部変更について
- ・道営土地改良事業施行申請の一部変更について
- ・道営土地改良施設の維持管理の一部変更について
- ・平成28年度一般会計収入支出補正予算について
- ・東和土地改良区規約の一部変更について
- ・平成28年度東和土地改良区一般会計予算の繰越について
- ・平成29年度賦課金等の賦課徴収方法とその時期について
- ・平成29年度東和土地改良区役員、総代の報酬について
- ・平成29年度各種積立金の処分について
- ・一時借入金の借入について
- ・長期借入金の借入について
- ・平成29年度農地転用決済金について
- ・平成29年度基本財産の積立停止について
- ・土地改良財産の取得について
- ・平成29年度東和土地改良区一般会計収入支出予算について



永年勤続表彰

◇役員永年勤続表彰【役員在職10年以上】（敬称略）
理事 島田 幸典

◇職員永年勤続表彰【職員在職25年以上】
技術部長 清河 寛行



（島田理事より受賞のご挨拶）



（清河部長受賞）



（表紙写真）
東神楽橋より忠別川

土地改良区の概要

（4月1日現在）

組 合 員 1,076人

賦課面積 8,128.7ha

賦課金の値上げについて

平成26年度から地区会計を統合し、運営していますが、収入財源の補助金、助成金等の支援が先細りとなるなか、地区統合時における土地改良施設平準化及び賦課金平準化のための積立金取崩以外に土地改良区が管理する施設の老朽化に伴う修繕工事の要望が多く年々増加し平成28年度は改良区単独工事費が1億2,500万円、さらに大雨災害による改修工事費が2,400万円と大幅な負担増となり、積立金約4,200万円取崩、長期借入2,400万円に対応した所です。

このことを踏まえ平成29年度では、改良区単独工事は今後5年以内に国営、道営等事業で着手する地区では実施しないことを基本としています。一方将来に備えたパイプライン改修、事業展開出来ない地区、事業参加の見込めない地区等の改修などそれぞれの改修のための財源が必要なことから、10アール当たり320円機能保全積立を実施いたします。

また、今後土地改良事業の推進から、国営及び道営農地整備にたずさわる職員、嘱託員の増員に伴う人件費増も避けられないことから、積立金取崩による急場凌ぎの対応には限界があり、平成29年度一般地区経常賦課金は10アール当たり600円増の5,200円と決定したところです。なお、貴重な賦課金財源からの支出は管理機能を十分働かせ努めて参ります。

組合員皆様に求めざるを得ないことにご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成29年度 予算及び事業計画概要

1. 経常賦課金について

本年度は10a当たり一般地区5,200円を基本としています。なお、地区統合の合意に沿って本年度賦課金の調整としては、賦課平準化支援9,763千円を取り崩し運営費に充てる予定です。

2. 土地改良施設整備水準について

土地改良施設の地域平準化に向けて24,000千円を取り崩し、改修計画を立て、整備を進めております。特に緊急を要する施設から随時改修を実施しています。

3. 国営土地改良事業について

大雪東川第一地区は本年度より工事着手、旭東東神楽地区は翌年度工事着手に向けた調査設計業務とそれぞれ次の段階に入りますが、組合員皆様の期待に応えるべく、土地改良区の役目も重要になり、事業実施に向け関係機関と連携を図り進める所存です。

4. 道営基盤整備事業について

近年、上川管内の道営事業への申請が増加しており、組合員皆様の要望に応えきれない状況です。そのような中、当区も予定事業の採択が遅れており、今年は4地区のみとなっております。忠別北地区は事業実施3年目、兵村北地区は調査設計3年目、忠別南地区は調査設計業務1年目、旭正北中央地区は調査計画樹立業務1年目を予定しています。用水路改修整備の一環として進めています東神楽幹線用水路は本年度最終年、上幹線用水路は事業着手を予定しています。なお、農地再編事業で実施を待っている地区の早期着工に向け、上部団体を通じて今後の事業進捗に弾みが出るよう引き続き要請活動を行っていく所存です。

5. 団体営農地耕作条件改善事業及び農業基盤整備促進事業について

定額助成補助事業のあさひかわ地区で区画整理、暗渠排水を予定しています。

6. 土地改良末端施設について

将来、組合員は300名程度となり現在の「田」を維持することが予想され「水田機能」を担う土地改良施設の取水口から末端まで改修費を改良区全体で負担することが最も負担軽減につながることから、将来を見据え今年度から取り組むことにしています。

7. 機能保全積立について

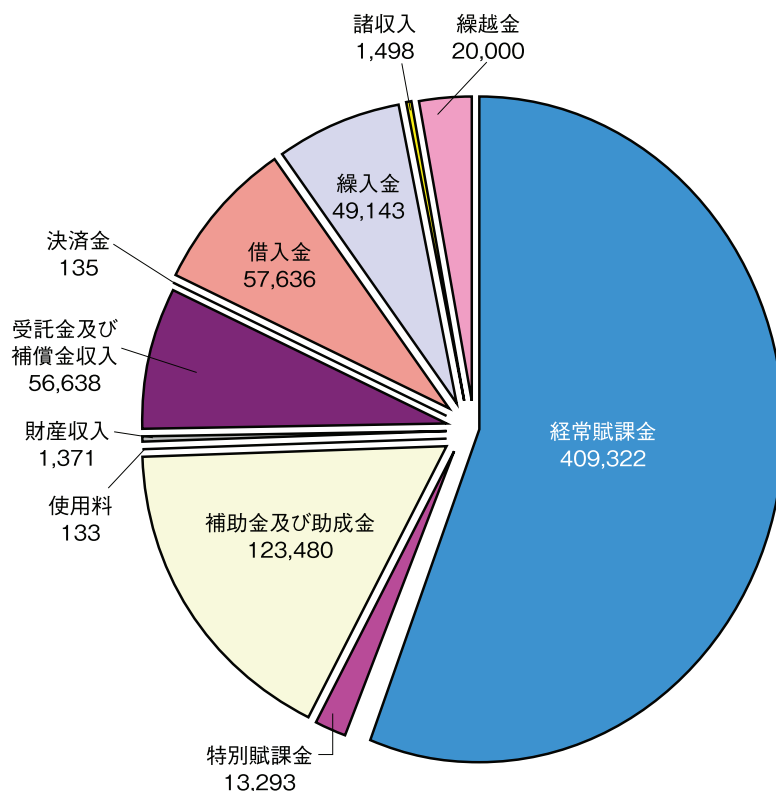
現在の土地改良施設は老朽化が一層進んでいることから、年々小破修繕費が嵩み、一定の歯止めをかけなければならない状況下にあり、基本的に5年以内に国営、道営等の事業実施に伴う施設更新地区の小破修繕は行わないこととし、今後の施設改修計画のもと積立を実施、改修費の平準化をすることになっています。毎年25,000千円4年間継続し、今年度は10アール320円相当を積立する予定です。

平成29年度土地改良区予算が決まりました 総額732,649千円

収 入

(単位：千円)

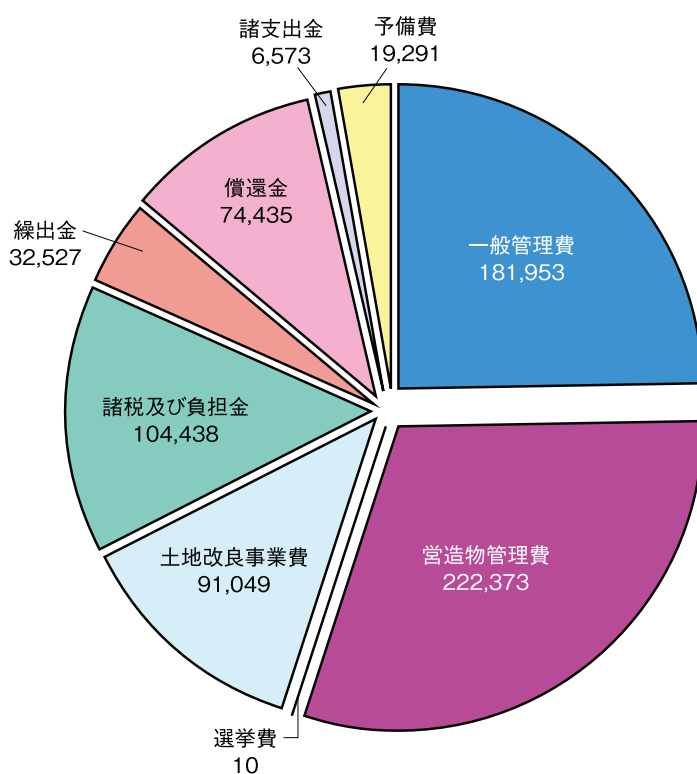
項 目	予 算 額
経 常 賦 課 金	409,322
特 別 賦 課 金	13,293
補 助 金 及 び 助 成 金	123,480
使 用 料	133
財 産 収 入	1,371
受 託 金 及 び 補 償 金 収 入	56,638
決 済 金	135
借 入 金	57,636
繰 入 金	49,143
諸 収 入	1,498
繰 越 金	20,000
合 計	732,649



支 出

(単位：千円)

項 目	予 算 額
一 般 管 理 費	181,953
営 造 物 管 理 費	222,373
選 挙 費	10
土 地 改 良 事 業 費	91,049
諸 税 及 び 負 担 金	104,438
繰 出 金	32,527
償 還 金	74,435
諸 支 出 金	6,573
予 備 費	19,291
合 計	732,649



平成29年度 賦課金について

平成26年度から地区統合により、一部地域を除き経常賦課金課率が統一され、平成29年度は10a当たり5,200円となりました。統合前旧地区の経常賦課金と比較し賦課金が上昇する地区については、緩和対策として賦課金平準化支援による7年間の段階的調整により、以下の通り本年度賦課金が減免されます。

また、ため池等を自ら管理し一部排水のため当区施設を利用している地域については、自主管理地として、平成29年度賦課金課率は一般地域の10%となる10a当たり520円が賦課されます。

(単位：円)

地区名	旧地区名	経常賦課金率	平準化支援	平準化支援後課率	第1期	第2期
一 般	東 川 甲	5,200	0	5,200	2,600	2,600
	東 川 乙		620	4,580	2,600	1,980
	東 旭 川		0	5,200	2,600	2,600
	ペーパン		700	4,500	2,600	1,900
	桜 岡		0	5,200	2,600	2,600
	東 神 楽		0	5,200	2,600	2,600
	稲 荷		200	5,000	2,600	2,400
	志 比 内		360	4,840	2,600	2,240
自主管理地	—	520	0		520	0

※ 経常賦課金について、忠栄高台地区は揚水機負担相当額、道営忠別北地区、並びに国営大雪東川第一地区は夏季施工負担相当額が別途加算されます。また、特別賦課金として、ほ場整備事業、客土事業、暗渠排水事業等を実施された農地には別途負担金加算されますので、ご理解の程よろしく願います。

・ 賦課期日及び納期日（期限内納入をお願い致します。）

期 別	賦課種別	賦課期日	納入期限	賦課基準日
第 1 期	経常賦課金	平成29年 7 月 1 日	平成29年 7 月14日	平成29年 6 月30日の 土地原簿記載面積に より賦課いたします
第 2 期	経常賦課金 特別賦課金	平成29年11月 1 日	平成29年11月15日	
賦課金納入機関		東和土地改良区、農業協同組合（東川町・東神楽・東旭川・あさひ かわ・たいせつ・比布）本所、支店・支所、北洋銀行大雪通支店		

平成29年度 農地転用決済金について

地区内にある農地を他の目的に転用又は公共事業等で買収された場合、土地改良区に農地転用通知書を提出すると共に、地区除外決済金を納入しなければなりません。決済金は地区除外によって、残存組合員の負担の過重とならないよう一時に支払うお金です。

平成26年度から地区統合により10a当たり決済金額が統一されましたが、統合前旧地区の決済金と比較し上昇する地区については、緩和対策として7年間の段階的調整により、以下の通り金額が調整されます。

年 度	金 額	調整後の金額	
平成29年度	27,127円	※1 決済金調整地区	
		東旭川白地区 東旭川市街化地区	24,893円
		東川乙地区	24,930円
		ペーパン A、B 地区	24,730円
		稲荷 A 地区	25,099円
		志比内地区	24,861円
		※2 自主管理地（ため池管理等の賦課金10%地域）の決済金はありません。	

※各地区ほ場整備事業実施の地域には、上記の金額に別に計算した区画整理・暗渠・客土などに係る償還残元金加算されます。

平成29年度 土地改良事業概要

【国営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	概算事業費	当年事業費	事業内容	区分
農地再編整備事業	大雪東川第一地区	23,000,000	600,000	調査設計業務 230ha 区画整理 10ha	継続事業
	大雪東川第二地区	32,000,000	—	地区調査（6年目）	新規希望
	旭東東神楽地区	34,500,000	200,000	調査設計業務 90ha	新規事業

【道営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
農地整備事業 (経営体育成型)	忠別北地区	2,905,000	362,650	区画整理 27.55ha 暗渠排水 21.94ha 除レキ 0.00ha 用水路 2,363m 排水路 2,680m 耕作道路 2,715m	継続事業
	兵村北地区	2,438,000	79,000	調査設計業務 一式	継続事業
	忠別南地区	1,450,000	36,502	調査計画業務 一式	継続事業
	旭正北中央地区	2,169,000	180	調査計画樹立業務一式	継続事業
水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	東神楽幹線地区	375,380	47,000	游水池 一式	継続事業
	上幹線用水路地区	750,000	99,000	生産用水路 657m	継続事業
農業基盤整備促進事業	あさひかわ28地区	88,375		暗渠排水 2.79ha	継続事業
農地耕作条件改善事業	あさひかわ29地区	22,376	11,576	区画整理 2.25ha 暗渠排水 2.59ha	新規事業

【団体営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
維持管理適正化事業	東雲第6頭首工	2,200	2,200	頭首工整備 一式	新規事業
	東雲第10頭首工	2,500	2,500	頭首工整備 一式	新規事業
	南第4支線頭首工	7,600	7,600	頭首工整備 一式	新規事業
	忠別川第3頭首工	4,300	4,300	頭首工整備 一式	新規事業
	北栄下幹線頭首工	2,900	2,900	頭首工整備 一式	新規事業
施設改善特別対策事業	東旭川米原下29	6,500	6,500	用水路整備 298m	新規事業
	東旭川豊田下	4,500	4,500	用水路整備 187m	新規事業
多面的機能支払資源 向上支払交付金	東旭川地域	195,887	27,984	用水路整備補修	継続事業

土地改良法の一部改正について

土地改良事業等について定める土地改良法の一部改正が、今会期の通常国会にて審議される予定となっており、改正案では農地中間管理機構を介した新たな都道府県営基盤整備事業の創設等、組合員営農や改良区運営に関心のある内容となっておりますので、改正案ではありますがお知らせいたします。

土地改良法等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 今後、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けは増加する見込み。その際、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれ。
一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。
 - 国土強靱化基本法を踏まえ、国・地方公共団体の判断による、農業用排水施設の耐震化事業の迅速な実施が求められている状況。土地改良施設の突発事故が年々増加。
- ⇒ 農用地の利用集積の促進、防災・減災対策の強化等に資するよう、土地改良制度の仕組みを見直すことが必要。

法案の概要

農用地の利用の集積の促進に関する措置

(土地改良法・農地中間管理事業法)

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設

〔第87条の3、第91条、第91条の2及び第92条の2〕

- 〔公共性・公益性の観点から、
- ① 農地中間管理機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあること
 - ② 農地中間管理機構の借入期間が相当程度あること
 - ③ 担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
 - ④ 事業実施地域の収益性が相当程度向上することを要件とする。
- 併せて、農用地区域からの除外規制強化のための措置等を講ずる。〕

防災及び減災対策の強化に関する措置

(土地改良法)

- 農業用排水施設の耐震化を目的として国又は地方公共団体が急速に行う土地改良事業の創設 (第87条の4)

〔事業参加資格者の申請なく実施できることとし、その費用負担・同意は原則として不要〕

- 土地改良施設の突発事故被害の復旧事業に係る手続の簡素化

〔(第2条、第49条及び第87条の5)〕

- 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付け (第2条)

事業実施手続の合理化に関する措置

(土地改良法・水資源機構法)

- 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件(15人以上)の廃止 (第85条)

- 技術革新等に起因する機能向上を伴う土地改良施設の更新事業における手続の簡素化

〔第48条、第85条の3及び第87条の2〕

- 土地に共有者がある場合等、合わせて一人の事業参加資格者とみなすとともに、代表者一人を選任する等の措置

(第113条の2)

今年の通水は5月1日です

春耕の時期を迎え組合員の皆様には毎日ご多忙のことと存じます。

今年もかんがい用水配分の円滑を期すべく、雪解けと共に春工事で用水路の維持管理事業及び漏水防止工事等を施工し、施設維持管理と水配分に万全を期すべく努力しているところです。

通水は例年どおり5月1日ですので、よろしくお願いいたします。

また、5月に入りますと本格的に代掻き水量を通水いたしますので、各幹線用水路の上流地域に近い箇所から早期に着手し、順次下流地域に代掻き作業が進められるようお願いすると共に、全地域の組合員の皆様が適期内に水稻移植ができますよう、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

《通水期間緊急時の連絡は？》

東和土地改良区 32-2241 (代)

地 域	担 当 者	電話番号
総 括	技術部長 清河 寛行	090-8708-3288
全 域	工務課長 千葉 尚輝	090-6870-5429
東 川 地 域	主 任 堀井 真司	090-5803-4460
東旭川地域	技 師 稲田 優作	090-1308-5997
東神楽地域	技 師 松田 陸	080-5582-4848

節水と節電にご協力を

近年の耕作状況の変化に伴い代掻き期等では、下流部において一時的な水不足となることがありますので、こまめな水管理による節水にご協力をお願いいたします。

また、節水は各揚水機及び頭首工の電気使用量の節約につながります。土地改良施設の電気は、一般家庭より安い農事用電力を使用しておりますが、度重なる電気料金値上げにから重い負担となっており、少しでも節約するよう取り組んでまいりますので、組合員皆様にも重ねてご協力をお願いいたします。





各施設物管理人・監視人が決まりました

本年度の各施設管理・監視人について、次の方々に委嘱いたしておりますので、かんがい水の配分などには十分連絡をとり万全を期してください。

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東川	忠別川第1頭首工・上流温水溜池管理人・東川第1游水池管理人	國木 正昭	東雲第4取入口	梶畑 直敏
	第1水路・第2水路監視人・西3号中央線・西2号南線・西4号北4線分水門・西8号北5線分水門・西7号南1番基線用水路調節水門管理人・ポン倉沼川第1頭首工	秋葉 政幸	東雲第6頭首工	大城 進 畑中 幹夫
			東雲第7頭首工	畑中 幹夫 梶畑 直敏
			東雲第8頭首工	古高 正
			東雲第9頭首工	秋原 譲
	西2号北1線スクリーン管理人	尾上 正博	東雲第10頭首工	菅沼 順稚
	ポン倉沼川第2頭首工管理人	沼澤 彰	東雲第11頭首工	菅沼 久夫
	東4号石井地先幹線直分水門管理人	石井 和男	東雲第12取入口・東雲第13の2取入口・東雲第13の3取入口	菅沼恵佐雄
	西6号御家瀬地先分水門管理人	山中 伸幸	東忠別第1頭首工	佐竹 国広
	西8号南線分水門管理人	水野 稔	東忠別第2頭首工	小木 貞雄
	西11号北5号放水路調節水門管理人	高橋 壽	東忠別第3頭首工	山下 悟
	北栄上幹線頭首工	吉田 建夫	東忠別第7頭首工	河治 均
	北栄下幹線頭首工	高橋 新一		
	東雲第2頭首工	紙谷 誠一		
	東雲第3頭首工	畑中 雅晴		
東旭川	忠別川第3・第4頭首工及び上下游水池管理人 上幹線・下幹線監視人 上幹線第1・第2支線及び下幹線第1・第2支線水門管理人	島崎 敏規	追分幹線第1支線放水工・豊田幹線第1支線管理人	西島 廣志
	倉沼川第1頭首工管理人 倉沼川第1幹線分水門管理人 上幹線調節水門管理人 倉沼川第1幹線第1支線水門管理人 倉沼川第2幹線分水門管理人 倉沼川第2頭首工管理人	羽藤 道夫	米原頭首工管理人・ペーパン頭首工管理人	小林 忠志
			第6頭首工管理人	大橋 亨
			第7頭首工管理人	大橋 勉
			第9頭首工・温泉沢取水門・第10頭首工・東瑞穂幹線取水門管理人	中村 肇
	倉沼川第3左岸頭首工管理人	伊藤 隆	下南部貯水池・下南部幹線管理人	渡部 光幸
	倉沼川頭首工管理人	谷山 勝	ペーパングダム管理人	三嶋 忠之
	倉沼川第3頭首工右岸水門管理人	吉岡 正道	下南部川第1・2取水管理人	佐々木 博
	坂下川取水工管理人 坂下川第1支線用水路管理人	三上 善寛	東瑞穂幹線第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第2直分派線・東瑞穂幹線スクリーン管理人	大橋 政美
	下幹線第3支線水門管理人	横尾 政博	東瑞穂幹線第2直分第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第3直分派線管理人	中村 肇
	忠別南支線管理人	吉田 徹	7号の沢放水工管理人	小森 明
	忠別第3支線水門管理人	高橋 一政	福島川本流排水路放水工・西瑞穂幹線第3直分派線管理人	有馬かおり
	西12号北5線放水路調節水門管理人 日の出上筋違線調節水門管理人	山本 昭一	東瑞穂幹線第13直分派線・福島川第6号排水路放水工管理人	三瓶 正広
	日の出下筋違線調節水門管理人	蔦井 弘司		
	忠別第2支線分水門管理人	長田 和仁		
	各支線スクリーン管理人	録澤 洋介		

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東旭川	第3頭首工管理人	加藤 智	第6頭首工幹線第2・第4直分派線・福島川第1号排水路放水工管理人	大山 勉
	第4頭首工（追分頭首工）追分幹線・追分幹線第2支線管理人	森定 一二	米原幹線第1分派線管理人	安田 和弘
	追分幹線第1支線放水工管理人	二階堂 博	米原幹線第3支線管理人	小檜山 隆
	追分幹線第1支線第1分派線放水工管理人		米原幹線第2直分派線管理人	原 昌弘
	豊田幹線放水工2箇所管理人	成瀬 徳之	東桜岡第1ダム・幹線水路（4路線）	北村 敏光
	追分幹線第1支線第7分派線管理人	吉原 寿一		
	豊田幹線第9直分派線管理人	高倉 伸淳	東桜岡第2ダム	鈴木誠一郎
東神楽	東神楽游水池管理人・幹線水路監視人・揚水機及び揚水機線管理人	山田 知孝	北第7支線第1附属線分水門管理人	伊藤英太郎
			南第6支線附属線分水門管理人	中村 照男
	忠栄高台第1支線管理人	森 豊毅彦	第1支線頭首工管理人	小菅 嘉顕
	忠栄高台第3支線管理人	石井 実	第2支線取入口管理人	古本 純平
	忠栄高台第4支線管理人	林 鏡一	第3支線頭首工管理人	林 鏡一
	北第3支線分水門管理人	追立 正史	第4支線頭首工管理人	西山 智之
	高台第1附属線分水門管理人	大西 建一	第10支線頭首工管理人	吉原 義順
	高台第2附属線分水門管理人	久保 昭博	第11支線取入口管理人	西山 智之
	高台第8附属線分水門管理人	吉田 敏仁	第13支線取入口管理人・第14支線取入口管理人・ポンプ取入口管理人	佐野 武
	北第1支線分水門管理人	森 豊毅彦		
	北第1支線附属線分水門管理人	石川 勝幸	第15支線取入口管理人	白川 茂美
	南第2支線分水門管理人	辻 幸功	第5支線取入口管理人	石井 実
	北第2支線分水門管理人	蒔田 栄	第12支線取入口管理人	
	南第3支線分水門管理人	大柿 稔	第6支線取入口管理人	北川 信一
	南第4支線分水門管理人	中村 照男	第7支線取入口管理人	
	北第4支線第9分派線分水門管理人	岩瀧 孝夫	第8支線取入口管理人	長谷川克裕
	南第5支線分水門管理人	山本 康宏	第17支線取入口管理人	大塚 和彦
	北第5支線分水門管理人	中川 隆史	第2支線補水水路管理人	高橋 満雄
	北第6支線分水門管理人	島田 幸典	第15支線補水水路管理人	山本 忠義
	北第7支線分水門管理人	生出 栄	新第5用水路管理人	水本 悦可
	南第5支線附属線分水門管理人	坂田 佳文	志比内地区水路監視人	藤田 政義
	南第6支線分水門管理人	大西 宏侑	八千代ヶ岡幹線用水路監視人	大柿 誠
東川 東神楽	忠別川第2頭首工 東川第2游水池	小坂 法弘		

改良区からのお知らせ

◇春の整備要望について

雪解け後、通水に障害がある様な施設が御座いましたら、最寄りの総代さんまでご相談頂きますようお願いいたします。なお、限られた財源の中での整備となり、工事の内容によっては時間を要する事も予想されますが、ご理解をお願い申し上げます。また、本年度より、国営、道営事業の実施地区に於いて5年以内の整備計画のある地域については、簡易整備にて対応させて頂き、事業による施行まで現施設の利用をお願いする場合がありますので、ご了承願います。

◇組合員資格の移動、農地転用について

組合員資格の移動、農地転用の届け出は、土地改良法の規定により組合員から土地改良区へ通知することが義務付けられております。届出の無い場合は、土地改良区の台帳は変更されず、そのまま賦課されますので、必ず届け出して下さい。

こんな時は必ず届け出をお願いします

◆組合員資格に変更があったとき（組合員資格得喪通知届出）

- ・農地の移動（売買、賃貸借、交換など）
- ・農業者年金等による経営移譲
- ・生前一括贈与、死亡による名義変更
- ・住所の変更
- ・農家経営を法人化される方

◆農地を転用するとき（地区除外申請、農地転用等の通知、意見書交付願い）

- ・公共用地（道路、水路など）への売買による転用
- ・水田を宅地などへ転用

◆土地改良施設を使用したいとき（他目的使用申請書）

- ・雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
- ・土地改良施設用地を出入り口など他目的に使用

農地の賃貸、売買にあたっては確認をお願いします

農地の移動（賃貸、売買など）の場合、賦課金未納の農地を賃貸、取得しますと土地改良法の規定により、新たな耕作者が未納賦課金（滞納賦課金）を納入しなければなりません。
必ず、土地改良区に未納があるかどうか確かめてから契約するようご注意ください。

◇草刈、清掃作業傷害保険について

これから水路愛護組合等の活動により水路の清掃や草刈が行われますが、改良区管理水路での事故に備え全組合員の皆様を対象に傷害保険に加入していますので、もし、改良区水路での事故等あればご相談ください。

傷 害 保 険

- | | | | |
|----------|---|--------|------------------------|
| 1. 保険内容 | 土地改良区が維持管理する用排水路において、組合員が従事する草刈、清掃作業中に被った傷害を補償する保険。 | | |
| 2. 被保険者 | 組合員全員 | | |
| 3. 保 険 金 | [死亡・後遺障害] | 500万円 | |
| | [入院日額] | 5,000円 | （事故発生日から180日限度） |
| | [通院日額] | 3,000円 | （事故発生日から180日以内で90日を限度） |

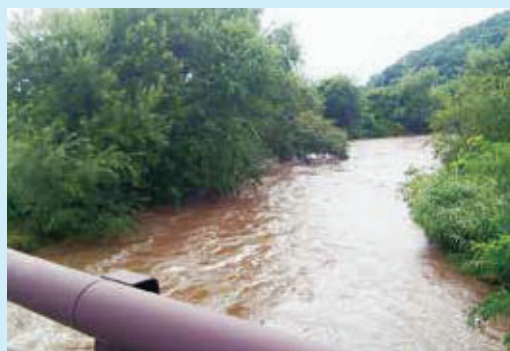
田んぼダム取り組みのお願い

近年大雨台風の影響により下流域では甚大な被害が発生しており、大雨を予測し河川より取水する用水路は全て止めていても、田んぼからの落水により洪水被害が拡大する恐れがあります。特に東川町内においては用排兼用の水路が多く、また勾配が急なことから昨年の大雨に於いても被害が出ております。洪水被害から宅地や転作田などの農地を守るためには、河川への排水量の集中を避ける必要があり、広大な水田地域から雨水をゆっくり排水することにより、大きな洪水軽減の効果が期待できます。

大雨警報が発令されたときは、落水されている田んぼについては、排水口に調整板を設置し田んぼダムの協力をお願いします。



H28.8.20 西4号道路沿 東側排水路



H28.8.20 倉沼川豊年橋より下流

土地改良区からのお願い

用水路における人身事故防止について

今年も通水時期となり、5月に入りますと改良区で管理しています用水路に水が満杯状態で流れてきます。

用水路のほとんどがコンクリート製のために水の流れが速く、幼児・児童、お年寄りが水路に転落すると大切な生命を失うことになります。

改良区では、危険な場所に危険防止看板などを設置し、各学校に対して危険防止ポスターを配布するとともに、時期的には広報車による危険防止の呼び掛けをするなどのPRに努めていますが、父母の皆様が子供に対して用水路の近くでは「遊ばない・近寄らない」と言い聞かせて頂くのが一番効果的です。

用水路における人身事故防止に皆様のご協力を下さいますようお願い致します。

用水路に物を捨てないで下さい

用水路内に空缶・家庭用プラスチック容器・ビニール類などが流れてきて、下流の取水口などに詰まり、水が氾濫して被害を受ける事がありますので、絶対用水路に物を捨てないようにご協力下さい。

また、捨てている人を見ましたら、注意を呼びかけて下さい。



土地連功労表彰

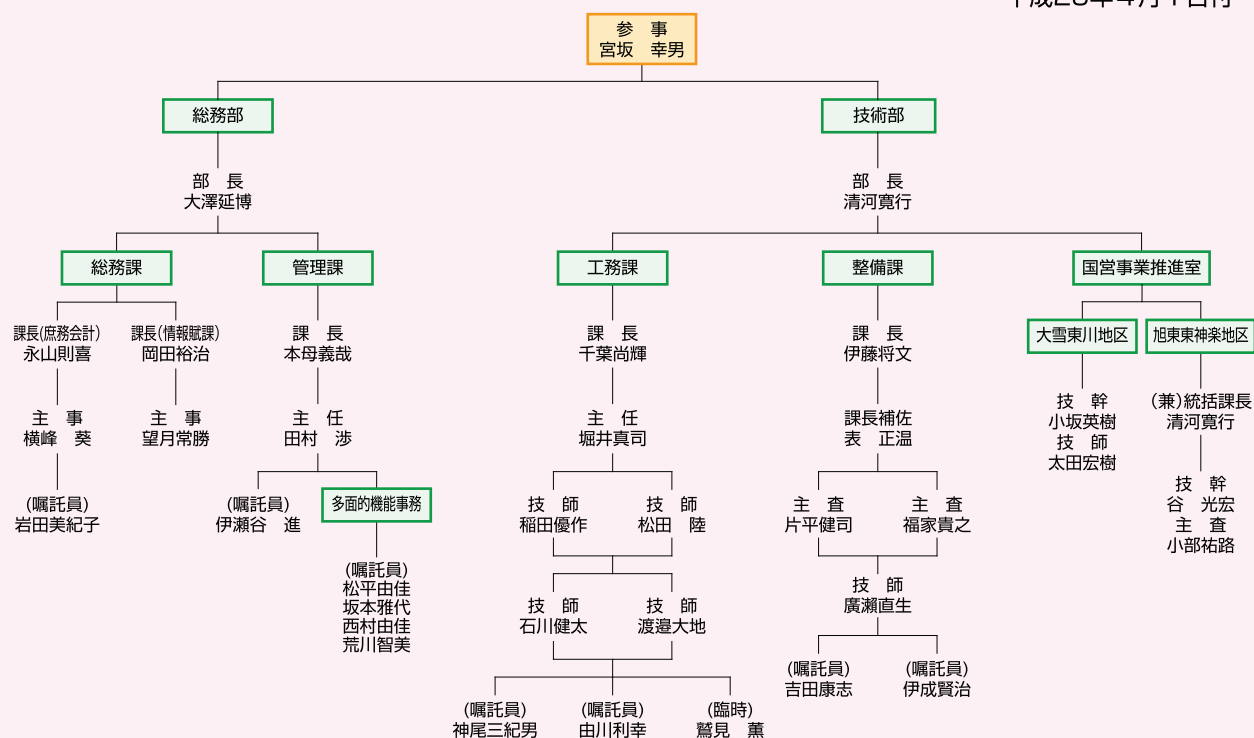
去る3月22日、ポールスター札幌において開催された土地連通常総会の席上に於いて、長年に亘り土地改良事業の推進に尽力された功績による功労表彰が行われ、当改良区から以下の方が表彰されました。

【功労表彰】優良職員（敬称略）

技 幹 谷 光 宏（職員21年）

平成29年度事務機構図

平成29年4月1日付



ホームページアドレス
<http://www.touwa.or.jp/>

平成29年4月11日発行
 発行所
 旭川市東旭川町旭正312番地
東 和 土 地 改 良 区
 電話 32-2241 FAX 32-2244
 発行人 理事長 外山 弘美
 編集 総務課

あ と が き

春耕期の準備にお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

「広報」を通じ、本年度予算、運営内容をご理解いただくと共に、この厳しい農業の実態を十分把握し、改良区の運営に万全を期すところです。

何かお気づきの点があればなんなりとお寄せください。

（事務局）